も広介第56号 令和2年4月15日

もとす広域連合管内 居宅介護支援事業所管理者 様

もとす広域連合介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(依頼)

日頃より、もとす広域連合介護保険事業に対し御理解、御協力をいただき、ありがとう ございます。

さて、今般のコロナウイルス感染拡大抑制対応のため、当広域連合から介護保険施設等 に対し別添1のとおり依頼してあります。

ついては、貴台におかれましても、担当される被保険者等がこうした状況にあることを 把握された場合は、介護保険課へご連絡ください。

なお、別添2厚生労働省通達により、入所者以外の被保険者についても対象となる可能性があることを申し添えます。

もとす広域連合 介護保険課 認定係		
所在地	〒501-0494 本巣市下真桑 1000 番地	
	(本巣市役所真正分庁舎1階)	
TEL	058-320-2221	
FAX	058-320-2265	

も広介第1074号 令和2年3月4日

介護保険施設管理者 様

もとす広域連合介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(依頼)

日頃より、もとす広域連合介護保険事業に対し御理解、御協力をいただき、ありがとう ございます。

さて、今般のコロナウイルス感染拡大抑制対応のため、介護保険施設等では入所者等と の面会を禁止する措置がとられ始めています。

こうした状況から、介護保険施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合は、適宜、当該保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間について、従来の期間に新たな期間を合算することを検討します。

ついては、要介護認定申請において被保険者が下記の状況にある場合は、介護保険課へご連絡ください。

記

1 認定申請にあたり期間合算を要する被保険者

要介護認定<u>更新</u>申請者で<u>介護保険施設等に入所</u>しており、面会制限等により認定調査 が困難な被保険者

※臨時的措置のため、認定有効期間満了日まで認定調査を実施できるか調整を行い、 実施できなかった方を対象とします。

## 2 申出方法

個別に介護保険課へご連絡いただいた上で、申出書を介護保険課へ提出してください。 ※様式は介護保険課にてお渡しします。

## 3 その他

今後の社会状況の変化等により、以上の取扱いを変更することもあり得ます。

もとす広域連合 介護保険課 認定係		
所在地	〒501-0494 本巣市下真桑 1000 番地	
	(本巣市役所真正分庁舎1階)	
TEL	058-320-2221	
FAX	058-320-2265	

## 別添 2

事務連絡

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月18日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)において、介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられることにより、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、当該被保険者の要介護認定及び要支援認定の有効期間については、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることをお示ししたところです。

今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに12ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。

ついては、本件事務連絡について、管内の市町村に周知をお願いします。

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係

担当者:鶴澤、島田

TEL 03-5253-1111 (内線 3944, 3945)

FAX 03-3595-4010

電子メール roukenkanintei@mhlw.go.jp